

第1章

兵庫のため池



1. 兵庫県のため池数

兵庫県には、現在ため池が 43,321 カ所存在しています。全国には 210,769 カ所（1997 年農林水産省農村振興局調べ）がありますが、兵庫県のため池数は全国一です。

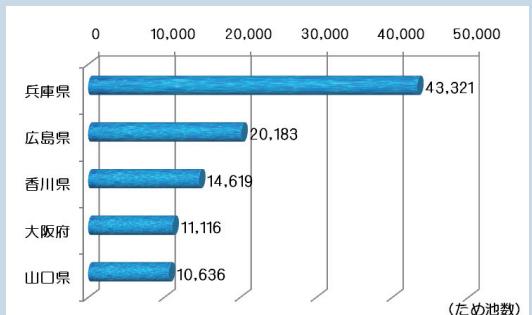
県内において最も多くのため池があるのは淡路地域であり、県内ため池の約半数を占める 22,848 カ所です。ちなみに東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町）では、595 カ所と 10 地域中 7 番目であり、ため池の数はそれほど多くありません。

2. 兵庫県のため池の築造、維持、管理

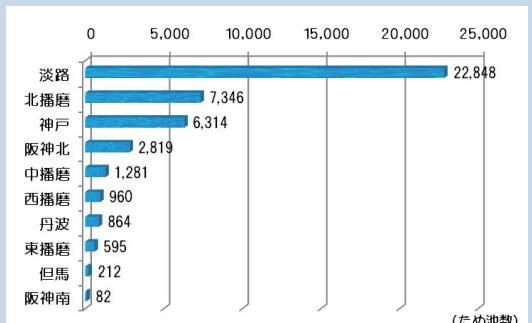
播磨では、ため池の維持・管理についての方策が早い時期からとられています。

例えば江戸時代姫路藩においても、藩政によってため池の築造や維持、管理についての策が講じられてきました。当時ため池は、極めて高い水準の築造技術、資金、労働力などが求められました。ため池の規模が大きくなればなるほど、個人や村が単独で築造・維持・管理することは困難となり、藩の力を得る必要がでてきます。また藩においても、ため池を造ることで石高を上げ、藩財政を高めることができます。ため池の築造は、まさに新田開発を進める藩政にとって重要な施策であったといえます。

全国ため池数ベスト 5



兵庫県地域別農業用ため池数



(1) ため池愛護をもとめて

兵庫県は 1939 年、ため池管理者に『ため池愛護に就いて』と題する小冊子を配布しています。目的は、管理不良によるため池の決壊を防ぐことです。これによりため池に対する意識、つまり「ため池を大切にしよう」という考え方を広めることができました。この冊子には、次のような標語が掲載されています。

ため池愛護に関する標語

溜池に注げ愛護の汗水を
漏らすな用水溜めるな余水
使う感謝で溜池護れ
溜池愛護で増産確保
愛せよ溜池忘れるな管理
溜池は一に愛護二に利用

(兵庫県耕地課、昭和14年)

(2) ため池愛護をもとめた背景

この冊子が配布された背景には、深刻な米穀事情があります。1931年に起きた満州事変を皮切りに、日中戦争、太平洋戦争へと突入していきます。戦争には膨大な食糧が必要とされ、食糧の増産・確保は何よりも重視しなければならない緊急的事項でした。ため池の管理は、水の恵みに大きく影響を受ける農業生産の向上にとって必要不可欠でした。

昭和初期の築堤工事



1930年代の日本

昭和初期の日本は、食糧自給において極めて深刻な状況がありました。世界恐慌の波にのみ込まれ、昭和恐慌が発生したためです。恐慌は輸出量を大幅に減少させ、また1932年の大豊作によって米・生糸の価格が大暴落します。またその前後に発生した度重なる凶作によって、とくに農村部は危機的な打撃を受けることとなりました。東北地方では飢餓的状態となり、娘の身売りが横行したといわれています。(右版画：奥山儀八郎[1934])

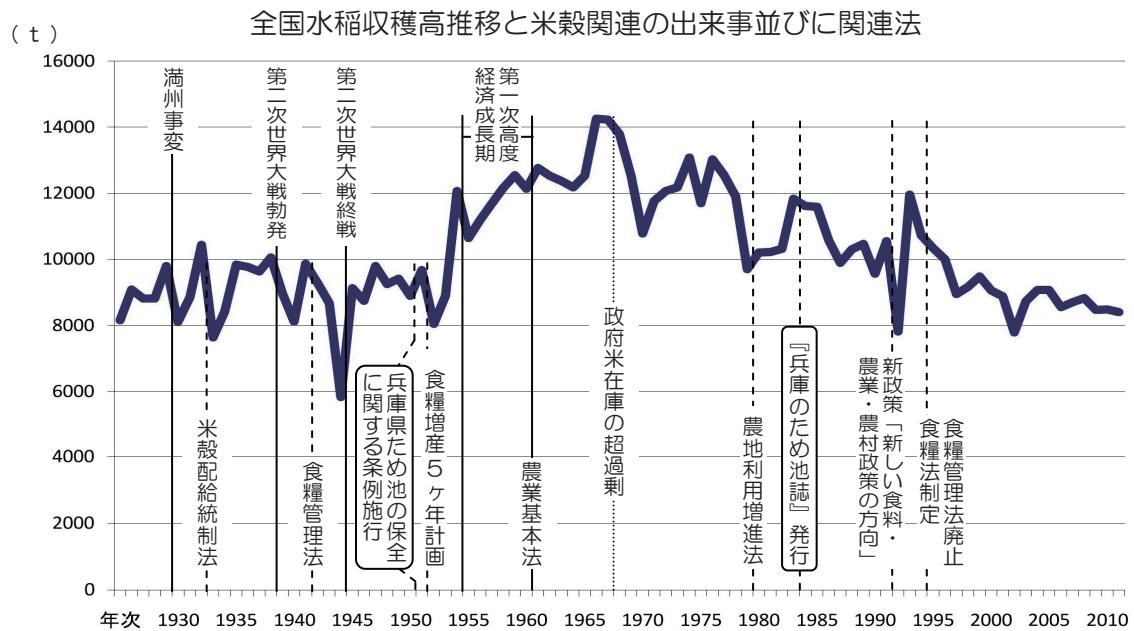
当時の状況を示す版画



米穀関連法案を見ても、「米穀配給統制法」(1933年)、「臨時米穀配給統制規則及び米穀管理規則」(1934年)、「食糧管理法」(1942年)と相次いで発布されています。この食糧管理法は、戦時下において危惧される食糧危機に備え、国民の平等な食糧確保を目的として制定されました。また米穀需給事情に対

する危機感により、「米穀に関する緊急措置」「米穀ノ特別輸入ニ関スル件」(1933年)が閣議決定されています。

第二次世界大戦の末期、国内では食糧（とくに穀物類および麦類）の生産高が危機的な状況に陥ります。これは、農業生産に携わるべき若い世代が戦地に赴かなければならなかつたこと、また空襲などにより国土の焦土化が進んだことが背景と考えられます。1945年の終戦をもって若い世代が国内へと帰還したことなどにより、穀物類などの生産高は回復をみることになります。



昭和以降米穀及びため池に関する主な事項

西暦	出来事	米穀及びため池に関する主な事項
1930	世界恐慌、昭和恐慌	昭和東北大飢饉 (-1934)
1931	満州事変	
1933	国際連盟脱退	米穀に関する緊急措置 米穀ノ特別輸入ニ関スル件 米穀配給統制法
1934		臨時米穀配給統制規則及び管理規則
1937	日中戦争勃発	
1939	第二次世界大戦勃発	国家総動員法発布 (1938)
1941	太平洋戦争勃発	
1942	中国河南省大飢饉	食糧管理法 (1950年代解消、ただし1994年まで継続)

(3) 兵庫のため池保全

a) ため池の保全に関する条例

1951 年、全国に先駆け「ため池の保全に関する条例」が施行されます。古くから「ため池」が築かれてきた奈良県では 1954 年に、またため池の密度が高いといわれている香川県では 1966 年に施行されていることからみても、兵庫県では極めて早い時期に条例が制定され、いかにため池の維持・管理の重要性に着目していたかが分かります。

条例の目的は、第一条に「この条例は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の設置及び管理に関し、規制することを目的とする。」と定められています。度重なる大戦によって疲弊したため池を、破損や決壊の危機を未然に防ぎ、維持・管理していくこうとする姿勢が見られます。

しかし、急伸する経済成長に伴い、都市近郊にあるため池の数は減少します。例えば、高速道路や学校、住宅などを建設するための開発用地として転用された結果、1971 年には 55,547 カ所であったのが、2008 年には 43,427 カ所となり、37 年間でおよそ 12,000 カ所のため池が失われています。

b) 兵庫のため池誌

1984 年、兵庫県は『兵庫のため池誌』を作成しました。本誌は、県内に位置するため池の機能や築造の歴史、現状などがまとめられています。

c) 兵庫県ため池整備構想

1998 年、ため池の価値や可能性を見つめ直し、ため池を大切に守り育てていくことが必要であると考え、21 世紀に向けてため池を核とした新たな地域社会を築いていくこと、「兵庫県ため池整備構想 新たなため池文化の創造を目指して」を示しました。その目標に、「ため池管理者をはじめ、地域住民、各種活動団体の方々の連携のもと、ため池の維持管理を推進するとともに、自然環境保全の取り組みを展開してゆくこと」が挙げられています。またため池の多面的機能について触れ、整備構想の展開方針について①農業用水 ②防災 ③自然 ④親水 ⑤景観 ⑥交流 ⑦文化 ⑧管理・運営 ⑨費用負担と多岐に渡って提案しています。

兵庫県の動き

西暦	主な事項
1951	兵庫県ため池の保全に関する条例施行
1952	食糧増産5ヶ年計画作成
1984	『兵庫のため池誌』発行
1998	兵庫県ため池整備構想提示
2001	兵庫農林水産ビジョン策定・公表 東播磨南部地域ため池保全・整備検討委員会設置 東播磨地域ビジョン策定

兵庫県のため池減少率

灌漑面積	1971年	2008年
0.5ha未満	42,373	31,745
0.5ha以上	7,614	6,896
5.0ha未満		
5.0ha以上	5,560	4,786
合 計	55,547	43,427

(カ所)

兵庫県ため池整備構想シンボルマーク



この構想では、ため池の維持・管理を担う体制として「市民・団体の参加を含めた管理・運営の仕組みづくりを進める」と示されています。その中心となってため池を保全する組織が「ため池協議会」です。（「協議会」イメージは、後に説明します。）

兵庫県ため池整備構想（抜粋）

- **農業用水**

十分な貯水・通水機能及び営農に適切な水質を確保する。

- **防災**

十分な強度と調整能力を持った堤体とする。

- **自然**

ため池水域圏が形成する生物多様性を保全・復元する。

- **親水**

安全で親しみやすい水辺を形成する。

- **景観**

広がりのある水と緑の景観を保全・形成する。

- **交流**

堤体の整備を行うため池については、必要に応じてため池と一体となった交流の場を整備する。

- **文化**

ため池が有する歴史・文化を顕彰するとともに、ため池を活かしたイベントや祭事の振興を図る。

- **管理・運営**

市民・団体の参加を含めた管理・運営の仕組みづくりを進める。

- **費用負担**

整備及び管理・運営の費用負担を明確にする。

d) 東播磨南部地域ため池保全・整備構想

2001年、兵庫県農林水産振興ビジョンの策定にあわせ、「ため池整備構想」をこの地域で進めるため、「東播磨南部地域ため池保全・整備構想」の方針がまとめられました。

県及び東播磨南部地域のため池整備構想

	兵庫県ため池整備構想	東播磨南部地域ため池保全・整備構想
策定年	1998年	2001年
将来像	わたしたちが支え 楽しむ かがやきの水辺	みんなでつくる ため池かがやき楽園
趣旨	多様な人々（ため池管理者、地域住民、各種活動団体、行政）が参画と協働によりため池を維持・管理・保全	
目標	① 農業用水供給能力や治水能力が高い安全・安心なため池の形成 ② 自然にふれられる快適なため池の形成 ③ 気軽に水に親しめるため池の形成	① 永続的な維持管理をみずえた保全・整備 ② 生物多様性を尊重した環境保全 ③ ため池を核とした地域づくり
取り組み	① ため池文化の創造に向けた取り組みの展開 a. ため池に関する県民理解の向上を図る普及・啓発活動 b. ため池に関する情報の収集・蓄積・広報活動 c. ため池の利活用による新たな交流の創造 d. 自然環境の保全に資する調査・研究活動 ② 参加と連携を支える組織等の確立 a. ため池協議会の設立 b. 「ため池保全センター」の創設	① ため池の立地特性や自然特性を活かした保全・整備 ② 水を中心とした自然環境保全の取り組み ③ 地域による維持・管理活動への支援 ④ ため池を核とした地域づくりの先導的取組への支援 ⑤ 交流の舞台となる多様なため池が連携する東播磨南部地域の特性
類型別 計画	「山間型」「田園農地型」「田園宅地型」「混住型」「市街地型」に分類し整備計画を策定	<p>明石市</p> 地域に住む人たちの憩いの場として整備された「地域の宝」 ・適切な管理、安全、安心のため池 ・農家と地域住民の協力 ・人と人との交流、多面的機能、ため池を核とした地域づくり <p>加古川市</p> 「清流の保全と水辺のまちづくり」の理念に基づいた、地域住民に安らぎとうるおいを与えるため池 ・治水機能とともに自然環境に配慮したため池整備 ・コミュニティ形成の場、水辺ネットワーク拠点 ・地域の財産としてのため池 <p>高砂市</p> 住民と管理者が協働して保全整備を進め、地域の人々が集う親水空間 ・地域住民との協働による保全・整備活動 ・安全で親しみやすい水辺空間交流 ・ため池の保全・整備活動を通じたコミュニティの活性化と地域づくりの推進 <p>稻美町</p> 農業用ため池としての機能を保つつつ、地域住民と都市住民が共に集う水辺空間 ・農業用水の確保、防災面からの老朽ため池の改修 ・地域の財産としてのため池、次世代への継承、うるおいある水辺空間 <p>播磨町</p> コミュニティで守り育てる自然豊かな水辺空間 ・正常な水をたたえるため池 ・ため池の有する貴重な自然環境の保全・育成 ・保全・整備活動を通じた住民間の交流

